

「共謀罪」法案閣議決定

政府 今国会成立目指す

政府は21日、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆院に提出した。2020年東京五輪・パラリンピックを見据えた「テロ対策」を掲げ、今国会の会期末（6月18日）までの成立を目指す。野党は捜査機関による乱用の危険があるとして対決姿勢を強めており、国会での激しい攻防は必至だ。実行後の処罰を原則とする日本の刑法体系が大きく変わる可能性が高まった。

【4面に表層深層、5、29面に関連記事】

菅義偉官房長官は21日の記者会見で「テロを含む組織犯罪を未然に防止するための万の態勢を整えることが必要」と改正案の意義を強調。進党の大串博志政調会長は権力の乱用の可能性を排除しない。徹底的に議論して案に追い込む」と述べた。政府が締結を目指す国際組犯罪防止条約(TOC条約)

は「重大犯罪の合意(共謀)」などを犯罪とするよう要請。政府はこれを「共謀罪」新設の根拠とする。

改正案は「共謀罪」の適用対象をテロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」と規定。政府は「正当な団体でも目的が一変した場合は処罰の対象になる」との見解を示している。2人以上で犯罪を計画し、うち

少なくとも1人が資金の手配や関係場所の下見などの「準備行為」をしたときに計画に合意した全員が処罰される。

組織的犯罪集団の構成員でなくても、集団の不正権益を維持・拡大する目的で犯罪を計画し、準備行為をすれば処罰される。暴力団の縄張り拡大などを想定している。

実行前に自首すれば、刑は

減免される。法定刑は、死刑のほか無期や10年を超える懲役。

「共謀罪」対象犯罪の内訳 (計277)

- ① テロの実行(10)
 - 組織的な殺人、ハイジャック、流通食品への毒物混入
- ② 薬物(29)
 - 覚醒剤や大麻などの輸出入・譲渡
- ③ 人身に関する搾取
 - 人身売買、強制労働、児童買春のあっせん
- ④ その他資金源(10)
 - 通貨偽造、組織的な詐欺、犯罪収益の隠匿
- ⑤ 司法妨害(9)
 - 偽証、逃走援助

※政府の分類による

禁錮を定めた罪で共謀した場合「5年以下の懲役・禁錮」、4〜10年の懲役・禁錮を定めた罪で共謀した場合は「2年以下の懲役・禁錮」とした。TOC条約は「4年以上の懲役・禁錮を定めた罪」を共謀罪の対象にするよう求めて

おり、政府は当初676の犯罪を予定していたが、公明党などの批判を受けて277に絞り込んだ。過去に「犯罪の内容によって選別できない」との答弁書を閣議決定しており、野党から整合性を問う声が出ている。

日弁連は「犯罪の常習性や反復継続性の要件がなく、主体がテロ組織などに限定されていない。市民団体や労働組合にも適用される余地がある」と危惧している。

「テロ防止」揺れる大義

効果疑問視 政府内にも

「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が国会に提出された。「テロ防止」の大義を掲げる政府与党は、277もの犯罪を対象とする法整備の重要性を強調し、現行法のままでも対処できる」と主張する野党と対立している。法改正は必要なのか。成立を急ぐ背景に、国際社会での体面を気にする政府の思惑はないのか。既に始まっている与野党の論戦は激しさを増していった。

【1面に本記】

「共謀罪」閣議決定



組織犯罪処罰法改正案に反対し緊急集会に集まった人たち。21日朝、首相官邸前

表層 深層

▽すり替え

「安倍政権の暴走を食い止める」。改正案が閣議決定された21日朝。雨が降る中、東京・永田町の首相官邸前に集まった市民らが抗議の声を上げた。東京都江東区の会社員奥内知子さん(70)は「人の頭の中を勝手に判定し、内心の自由を脅かす法案だ。抗議の意思を示すために来た」と話した。

法務省幹部によれば、共謀罪を設ける改正案は「イメージの悪い法案」。過去3度廃案になった経緯もあり、政府は一貫して「テロ等準備罪」の呼称を使う。

だが法改正の根拠としている国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の定義では、組織

「共謀罪」を巡る政府の説明と野党の主張

政府の説明	野党の主張
国際組織犯罪防止条約を締結し、テロを未然に防止する	「共謀罪」新設の目的 条約はマフィアなどによる経済的な犯罪を想定。目的のすり替えだ
現行法でテロなどに対処できないケースがある。277の犯罪を包括的に対象にし、条約を締結できない	新設の必要性 現行法で対処できないとしても、個別の法律ごとに必要性を検討すべきだ
条約の解釈は変えていない	対象犯罪の削減 削減できないとした過去の政府答弁はもうその説明だ

▽説得力

「目的をすり替えて国民の目をそらしている」と批判している。政府内にも実際のテロ防止効果を疑問視する声がある。政府関係者は「立証するのが難しく、使えるとしても指定暴力団や、かつてのオウム真理教のような組織へらいてはどうか。改正の目的はTOC

的犯罪集団の目的はテロではなく「金銭的利益その他の物質的利益」。過去の法案審議でもマフィアなどによる経済犯罪が想定されていた。政府はテロ等準備罪と呼ぶ理由について、2001年の米同時多発テロ以降の国際情勢を挙げて「現在はテロに対応する条約として認識されている」とするが、野党は「目的をすり替えて国民の目をそらしている」と批判している。

▽整合性

TOC条約は共謀罪の対象にすべき重大犯罪を「4年以上の懲役・禁錮を定めている罪」と規定。日本の現行法では676罪になるが、公明党などから「広すぎる」と批判を受けて277罪に削減された。

政府は過去に「犯罪の内容によって選別できない」との答弁書を閣議決定しているため、野党は「その説明をしていた」と追及。自民党の法務部会でも「外すことができたものを、削れないと言っただけ」と厳しい指摘が出た。

政府は適用対象を「団体」から「組織的犯罪集団」に変更したため、関与が現実的に想定されるものに限定する」とができた」と説明。条約の解釈は変えていないとの立場だが、審議では整合性の説明に苦慮するとみられる。

党は「サリン等人身被害防止法やハイジャック防止法の予備罪などで対応できる」と反論。今後の国会審議では、包括的な改正にこだわる政府が説得力のある事例を示すことができるかどうかも焦点になりそうだ。